

## 特定健診（集団健診）の会場使用にかかる特記事項

協賛により無償貸与いただいたイベントスペース、会議室、空き店舗等（以下「協賛物件」という。）の使用にあたり、必要な事項を次のとおり定めます。

### （協賛物件の決定）

- ・協賛物件は屋内で概ね 150 m<sup>2</sup>以上のスペースとします。
- ・近接する区画されたスペース等であり、合計で概ね 150 m<sup>2</sup>以上のスペースでも可能とします。
- ・申し込まれたスペース等は現地確認を行い、備え付けの机、椅子、電源、空調設備等がある場合及び近接するトイレがある場合は、併せて使用させていただけるかを確認します。
- ・現地確認の結果、騒音等の周辺環境、スペースの形状、交通アクセスなどの立地条件等を勘案し、本市が特定健診の実施会場として有効に活用できないと判断した場合は、お断りする場合があります。
- ・協賛物件と決定する場合は、使用日時、使用範囲等を特定のうえ、本市から協賛承諾書を送付します。

### （使用目的等）

- ・協賛物件は本市の特定健診（集団健診）会場としてのみ使用します。
- ・特定健診の会場運営は本市からの委託を受けた事業者が行います。
- ・特定健診の検査内容は、基本的な項目として医師の問診、身体計測（身長、体重、腹囲）、血圧測定、尿、血液検査（資質、肝機能、血糖、腎機能）、詳細な項目（医師が必要と判断した場合のみ）として貧血、心電図、眼底検査を実施します。
- ・尿検査は、事前に自宅等で採取したものを持参していただきます。
- ・協賛物件内に各検査項目のブースを割り当て、身長体重計、血圧計、心電計、眼底カメラ、パーテーション、簡易ベッド等を設置し受診者が各ブースを巡回しながら検査を実施します。
- ・受診人数の定員を設定し、事前に予約を受け付けた方のみを対象として実施します。

### （経費の負担）

- ・協賛物件において本市が使用した電気使用料・上下水道使用料・冷暖房費用については、原則として協賛企業・団体（以下「提供者」という。）でのご負担をお願いします。
- ・なお、特定健診に使用する検査機材で特段消費電力が大きい機材はありません。
- ・上記の経費以外の負担が発生した場合及び疑義が生じた場合は、本市と提供者の協議の上、決定します。

### （原状回復義務）

- ・協賛物件の使用が終了したときは原則してその当日に、協賛物件を原状回復のうえ、提供者の立会のもとに返還します。ただし、当日中に原状回復できない場合は、本市と提供者の協議のうえ原状回復します。
- ・ただし、生じた損傷が本市の責めに帰することができない事由によるものであるときは原状回復義務を負いません。

(第三者損害への対応)

- ・提供物件の使用にかかって事故が生じた場合は、本市が一次対応窓口となり、速やかに提供者へ通知します。
- ・前号の事故により第三者に損害が生じたとき、当該損害が提供物件にかかる本市の管理、事業実施・運営に起因する場合は、本市がその責任を負います。
- ・当該損害が提供者の管理に属する施設・常設設備の瑕疵に起因することが明らかな場合は、提供者がその責任を負います。
- ・損害原因が不明又は双方の要因が疑われる場合は、本市及び提供者は、被害拡大防止と第三者救済を優先した上で協力して対応し、責任分担及び費用負担は協議の上確定させます。

(その他)

- ・この他の事項については本市と提供者の協議の上、決定します。